

別表（高松市男女共同参画センター）（業務見直し後）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本	特記	市基本	特記	周期
(建物内部の清掃)									
玄関ホール	床(弾)	日常○	除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。※A	○		3/W		
	床(硬)		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。※B					
	床(弾)⇒Cを適用 床(硬)⇒C又はDを適用 ※1		定期○	表面洗浄 ※C	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	○		6M	
一般	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○		1M		
	床(絨)		除塵	真空掃除機で吸塵する。※2	○		1M		
	床以外 扉※3		拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	○		1M		
	更衣室 床(弾)	日常○	除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)		○		1M		
事務室	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		1Y		
			一般床洗浄(B)	※Dと同様	○		1Y		
			補修(C) ※G	① 空バフینگ 汚れの目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフینگし、汚れを除去する。 ② スプレーバフینگ (1) 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 (2) 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフینگを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	○		随時		

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

織	事務室(6F)	78.30	定期
---	---------	-------	----

日常清掃の削除

別表（高松市男女共同参画センター）（業務見直し後）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本	特記	市基本	特記
事務室	床(織)	定期◎	全面クリーニング ※H	① 真空掃除機で吸塵する。 ② 水溶性、油性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③ シャンプークリーニング方式、ドライフォームシャンプー方式、ボンネットバフ方式、エクストラクション・ホットエクストラクション方式、パウダークリーニング方式、ツーステップ方式等のいずれを採用すべきかを検討し、適正洗剤を使用したクリーニングを行う。 ④ 乾燥後、バキュームをかけ、パイルを立ててセットする。	○		1Y	
会議室（オープンスペース）	床(弾)	日常○		除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○		2/W	
	床(硬)			除塵 真空掃除機で吸塵する。※2	○			
	床(織)			除塵(※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)	○			
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		6M	
			一般床洗浄(B)	※Dと同様	○		6M	
	床(織)	定期◎	全面クリーニング	※Hと同様	○		1Y	
会議室	床(弾)	日常○		除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○		2/W	
	床(硬)			除塵 真空掃除機で吸塵する。※2	○			
	床(織)			除塵(※Eと同様)及び部分水拭き(※Fと同様)	○			
	床(木)	日常	除塵	隅は自在ぼうき（又は真空掃除機）、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	○		2/W	
			部分拭き	ひどい汚れには、カラ拭きでゴミやホコリを取り除いた後、固く絞ったモップ又は中性洗剤を含ませた後、絞ったモップで汚れを拭き取る。ただし、濡れたモップを頻繁に使用すると、塗膜の剥がれ、ササクレ等の不具合を生じることがあるので注意する。				
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		6M	
			一般床洗浄(B)	※Dと同様	○		6M	
床(織)	定期◎	全面クリーニング	※Hと同様	○		1Y		

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

織	ふれあい交流サロン（6F）	172.64	日常・定期
織	ミーティングスペース（6F）	42.01	日常・定期

織	学習研修室（6F）	170.31	日常・定期
織	相談室A（6F）	17.00	定期
織	相談室B（6F）	17.00	定期
木	託児室（6F）フローリング	71.29	日常・定期

相談室A, Bとも日常清掃の削除

別表（高松市男女共同参画センター）（業務見直し後）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容	市基本	特記	市基本	特記
会議室	床(木)	定期	表面洗浄(床保護剤(木質系樹脂ワックス、ニス等)が塗布されている場合)	①椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。	○			6M
				②床面の除塵を行う。除塵作業は※Aにより行う。				
廊下・エレベーターホール	床(弾)	日常○		除塵(※Aと同様)及び部分水拭き(※Bと同様)	○		3/W	※7
	床(硬)							
	床(織)			除塵 真空掃除機で吸塵する。	○			
	床以外	日常○		拭き タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	○			
	手すり※5	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様	○		6M	
			一般床洗浄(B)	※Dと同様	○		6M	
床(織)	定期◎		全面クリーニング	※Hと同様	○		1Y	
便所・洗面所	床(弾)	日常◎		除塵 ※Aと同様	○			1D
	床(硬)			全面水拭き 床全面をモップで水拭きをする。				
	床以外	日常◎		ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。	○		1D
				部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。			
				拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。			
				拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。			
				洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。			
				補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。			
				汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。			
				洗面台・水栓				
鏡								
衛生器具								
衛生消耗品								
汚物容器								

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

織	廊下・エレベーターホール(6F)	143.22	日常・定期
織	乗降ロビー(6F)	10.74	日常・定期

弾	こども便所(6F)	6.75	日常・定期
弾	男子・女子便所(6F)	37.95	日常・定期
弾	多目的便所(6F)	4.84	日常・定期

別表（高松市男女共同参画センター）（業務見直し後）

場所・区域	区分	国交省共通仕様との比較		作業内容		市基本	市特記	市基本	市特記	周期
便所・洗面所	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様		○		1M		
			一般床洗浄(B)	※Dと同様		○		1M		
湯沸室	床(弾) 床(硬)	日常○	除塵	※Aと同様		○		1D	2/W	
			全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。		○		1D	2/W	
	流し台 床以外 厨芥容器	日常○	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。		○		1D	2/W	
			厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。		○		1D	2/W	
	床(弾)⇒Aを、床(硬)⇒A又はBを適用 ※1	定期○	表面洗浄(A)	※Cと同様		○		1M		
			一般床洗浄(B)	※Dと同様		○		1M		
ごみ運搬処理 ※10		日常○	中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ等は、区別して集積所まで運搬する。		○		1W		
			分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。						
窓ガラス(内部) ※11	別添清掃位置図面あり	定期○	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス周りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。		○		1Y		

本案件における対象諸室など			
区分	室名等(平屋以外は階数表記)	清掃面積	箇所数等

給湯・授乳室の日常清掃の回数減1D⇒2/W
給湯室の周期は1Dのまま

弾	給湯・授乳室(6F)	6.19	日常定期	2/W 1M
弾	給湯室(6F)	4.06	日常定期	1D 1M

ごみ運搬	ごみ中継所から集積所までの運搬		日常
------	-----------------	--	----

窓ガラス	窓ガラス(内側)(6Fふれあい交流サロン、託児室、学習研修室)	105.82	定期
------	---------------------------------	--------	----